

議案第 138 号

伊賀市営住宅管理条例の一部改正について

伊賀市営住宅管理条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 25 年 12 月 4 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市営住宅管理条例の一部を改正する条例

伊賀市営住宅管理条例（平成 16 年伊賀市条例第 206 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 8 号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 72 号）の施行の日（平成 26 年 1 月 3 日）から施行する。